開発的機構の目的、内容及び必要性等 (現在の目的、内容及び必要性等 (現在の目的、内容及び必要性等 (現在の目の)、内容及び必要性等 (現在の目の)、内容及び必要性等 (現在の目の)、内容及び必要性等 (現在の目の)、内容及び必要性等 (現在の目の)、内容及び必要性等 (現在の目の)、内容及び必要性等 (現在の目の)、内容及び必要性等 (現在の自身を表すしたの目のの変更に関すられたは、中心の一人スネモング・(知識中の記述は今年を出たのでの変更を深めの)、上によりを認めの技術の支援を主意と表している。 (日本のでは今年を主意したの)、上による場合の対策の対策に対象が生態に対している。 (日本のでは今年を主意したの)、上による場合の対策の対策に対象が生態に対している。 (日本のでは今年を主意したの)、上による場合の対策の対策に対象が生態に対している。 (日本のでは今年を主意したの)、上による場合の対策の対策に対象が生態に対している。 (日本のでは今年を主意している。) したのでは、日本のでは、	政策の名称		一般信書便事業の許可基準等の見直し(配達頻度や送達日数等の見直し)		
接動の資料 (接触を実施したい場合の将来予制(ペーステルン) (接触を実施したは最の改革に関すた法院で研究を表現を表現である) (接触を表現した場合の表に関すた法院で研究を表現である。		2 0		電話番号:03-5253-5975	e-mail:yusei-yubin@soumu.go.jp
郵便事業は国民生活に不可欠なユニハーサルサービスとして、日本郵便に別して提供が高級で力にあれているが、郵便事業を取り答と社会・経済環境の変化ののすで、郵便物物の大規から労働力に対しては、対したが単位が重要が、対して、連続性が、単位、ユニハーサルサービスの理性的に対して、が、単位、単位、国家反抗に対して、一般に富養原法に対して、一般に富養原素に対して、一般に富養原素は対して、一般に富養原素に対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対して、一般に富養原素を対し、自し、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で			【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「信書便信書便事業者(全国全面参入型の信書の送達事業を営む者。)のクリームスキミングで「日本郵便」という。)による郵便の役務の提供に支障が生じないようにするととも郵便法(昭和22年法律第165号)の規律と同水準の規律が課されているところ。令和ている事業者も承知してしないが、今回の規制を行わない場合、郵便法の規律内容	び採算性の高い地域又は特定の需要者層のみにす こ、日本郵便との対等な競争条件を確保するため、 2年10月現在、一般信書便事業者として参入してい	寺化した形での参入。)により日本郵便株式会社(以 一般信書便事業者に対しては、日本郵便に対する る事業者は存在しておらず、今後参入の意向を有し
以下のとおり、郵便はみの確正と同様の規制(統利を行うたの。 ① 一般信養使事業の許可能を信意性例の配送制度)と及移の要件(送達日数)の見直し ・信書便物の配送制度に係る基準(富性例の配送制度)と以内に設定に接和。 ・透正日数に係る基準(国大日以上の配送)を、週五日以上の配送に緩和。 ・透正日数に係る基準(国土日以内に送定上、展別四日以内に送定上、機和 ・ 透正日数に係る基件(原理) 「令和2年10月現在、一般信養使事業者は不在のため、具体的に「適守費用」を把握することは困難。			郵便事業は国民生活に不可欠なユニバーサルサービスとして、日本郵便に対して 減少や労働カ不足が生じており、現在の郵便サービス水準を維持した場合、ユニバ 求める郵便サービスの提供水準を見直す(緩和する)ことで、課題解決を図ることして 信書便法においても、一般信書便事業者に対して、郵便法と同様の規律を課さなし	ーサルサービスの安定的な提供自体が難しい状況 ているところ。	となる。こうした状況を回避するために、郵便法令が
(通守費用)			以下のとおり、郵便法の改正と同様の規制(緩和)を行うもの。 ① 一般信書便事業の許可基準(信書便物の配達頻度)及び役務の要件(送達日数・信書便物の配達頻度に係る基準(週六日以上の配達)を、週五日以上の配達に・送達日数に係る要件(原則三日以内に送達)を、原則四日以内に送達に、緩和	三緩和。	
しかし、規制は現行よりも緩和されることから、「適守費用」は軽減されるもの(例: 業務遂行のための人件費等)と推測。 (行政費用) 令和2年10月現在、一般信書便事業者は不在であり、今回の規制を導入した場合に規制の対象となる者がおらず、「行政費用」は規制導入前後で変わらないものと見込む。 規制の効果 (便益) (直接的効果(便益)) 一 (副次的・液及的な影響) 今回の規制は、安定的なサービス提供を行うための制度見直し(規制緩和)であるため、より一般信書便事業者が参入しやすい環境になることが見込まれる。また、一般信書便事業者が参入の実現した場合には、日本郵便等との対等な条件下での競争状況となるため、郵便・一般信書便サービスを利用する者が複数のサービスからより適当なサービスを選択できるよなら可能性がある。 (令和2年10月現在、一般信書便事業者は不在のため、負の副次的な影響及び波及的な影響は直ちには想定されない又はご〈僅かであると言える。) 要用と効果 (便益)の関係 「事前評価の活用状況」 ・ 少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策(平成30年2月14日付け諮問第1227号)「郵便サービスのあり方に関する検討」答(令和元年9月10日付情報通信書議会)の内容を受けて、今回の規制緩和を行うもの。 事後評価の実施時期等 「事後評価の実施時期] ・ 収正法の施行後5年以内 ・ 事後評価の実施時期 ・ 「事後評価の実施時期] ・ 小服書便事業者の参入成りや「一般信書便事業者の参入成りや「一般信書便事業者の参入成りを占備といる場合は、日本郵便との対等な競争条件の確保状況。 異体的には、「一般信書便事業者の参入成りや「一般信書便事業者の多入成りを指書使事業者の多入成りを指書といる場合は、日本郵便との対等な競争条件の確保状況。 異体的には、「一般信書便事業者の多入成りや「一般信書便事業者の引导信書便物数」等を指標とする。	規制の費用				
規制の効果 (便益) (直接的効果(便益)) (画液的・液及的な影響) 今回の規制は、安定的なサービス提供を行うための制度見直し(規制緩和)であるため、より一般信書便事業者が参入しやすい環境になることが見込まれる。また、一般信書便事業者参入が実現した場合には、日本郵便等との対等な条件下での競争状況となるため、郵便・一般信書便サービスを利用する者が複数のサービスからより適当なサービスを選択できるよなら一部性がある。(令和2年10月現在、一般信書便事業者は不在のため、負の副次的な影響は直ちには想定されない又はごく僅かであると言える。) 麦用と効果 (便益)の関係 (事前評価の活用状況) 少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策(平成30年2月14日付け諮問第1227号)「郵便サービスのあり方に関する検討」を(令和元年9月10日付け情報通信審議会)の内容を受けて、今回の規制緩和を行うもの。 事後評価の実施時期等 (事後評価の実施時期) 改正法の施行後5年以内 【事後評価の実施時期] 小後書便事業者の参入技況。一般信書便事業者が参入している場合は、日本郵便との対等な競争条件の確保状況。具体的には、「一般信書便事業者の参入数」や「一般信書便事業者の引受信書便物数」等を指標とする。		(遵守費用)			
(直接的効果(便益)) - (副次的・波及的な影響) 今回の規制は、安定的なサービス提供を行うための制度見直し(規制緩和)であるため、より一般信書便事業者が参入しやすい環境になることが見込まれる。また、一般信書便事業者参入が実現した場合には、日本郵便等との対等な条件下での競争状況となるため、郵便・一般信書便サービスを利用する者が複数のサービスからより適当なサービスを選択できるよなる可能性がある。 (令和2年10月現在、一般信書便事業者は不在のため、負の副次的な影響及び波及的な影響は直ちには想定されない又はご〈僅かであると言える。〉 費用と効果(便益)の関係 - その他関連事項 【事前評価の活用状況】 少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策(平成30年2月14日付け諮問第1227号)「郵便サービスのあり方に関する検討」答(令和元年9月10日付け情報通信審議会)の内容を受けて、今回の規制緩和を行うもの。 事後評価の実施時期等 【事後評価の実施時期 改正法の施行後5年以内 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 一般信書便事業者の参入状況。一般信書便事業者が参入している場合は、日本郵便との対等な競争条件の確保状況。 具体的には、「一般信書便事業者の参入数」や「一般信書便事業者の引受信書便物数」等を指標とする。		(行政費用)	令和2年10月現在、一般信書便事業者は不在であり、今回の規制を導入した場合に	規制の対象となる者がおらず、「行政費用」は規制	導入前後で変わらないものと見込む。
(直接的効果(便益)) - (副次的・波及的な影響) 今回の規制は、安定的なサービス提供を行うための制度見直し(規制緩和)であるため、より一般信書便事業者が参入しやすい環境になることが見込まれる。また、一般信書便事業者参入が実現した場合には、日本郵便等との対等な条件下での競争状況となるため、郵便・一般信書便サービスを利用する者が複数のサービスからより適当なサービスを選択できるよなる可能性がある。 (令和2年10月現在、一般信書便事業者は不在のため、負の副次的な影響及び波及的な影響は直ちには想定されない又はご〈僅かであると言える。〉 費用と効果(便益)の関係 その他関連事項 【事前評価の活用状況】 少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策(平成30年2月14日付け諮問第1227号)「郵便サービスのあり方に関する検討」答(令和元年9月10日付け情報通信審議会)の内容を受けて、今回の規制緩和を行うもの。 事後評価の実施時期等 【事後評価の実施時期】 改正法の施行後5年以内 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 一般信書便事業者の参入状況。一般信書便事業者が参入している場合は、日本郵便との対等な競争条件の確保状況。 具体的には、「一般信書便事業者の参入教力や「一般信書便事業者の多入数」と「一般信書便事業者の引受信書便物数」等を指標とする。	担制の効果の	(届光)			
参入が実現した場合には、日本郵便等との対等な条件下での競争状況となるため、郵便・一般信書便サービスを利用する者が複数のサービスからより適当なサービスを選択できるよなる可能性がある。 (令和2年10月現在、一般信書便事業者は不在のため、負の副次的な影響及び波及的な影響は直ちには想定されない又はごく僅かであると言える。) 費用と効果(便益)の関係 【事前評価の活用状況】	が前の効果 (_		
その他関連事項 【事前評価の活用状況】 少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策(平成30年2月14日付け諮問第1227号)「郵便サービスのあり方に関する検討」答 (令和元年9月10日付け情報通信審議会)の内容を受けて、今回の規制緩和を行うもの。 事後評価の実施時期等 【事後評価の実施時期】 改正法の施行後5年以内 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 一般信書便事業者の参入状況。一般信書便事業者が参入している場合は、日本郵便との対等な競争条件の確保状況。 具体的には、「一般信書便事業者の参入数」や「一般信書便事業者の引受信書便物数」等を指標とする。		(副次的・波及的な影響)	参入が実現した場合には、日本郵便等との対等な条件下での競争状況となるため、 なる可能性がある。	郵便・一般信書便サービスを利用する者が複数の・	サービスからより適当なサービスを選択できるように
少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策(平成30年2月14日付け諮問第1227号)「郵便サービスのあり方に関する検討」答 (令和元年9月10日付け情報通信審議会)の内容を受けて、今回の規制緩和を行うもの。 事後評価の実施時期等 【事後評価の実施時期】 改正法の施行後5年以内 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 一般信書便事業者の参入状況。一般信書便事業者が参入している場合は、日本郵便との対等な競争条件の確保状況。 具体的には、「一般信書便事業者の参入数」や「一般信書便事業者の引受信書便物数」等を指標とする。	費用と効果(便益)の関係	_		
事後評価の実施時期等 【事後評価の実施時期】 改正法の施行後5年以内 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 一般信書便事業者の参入状況。一般信書便事業者が参入している場合は、日本郵便との対等な競争条件の確保状況。 具体的には、「一般信書便事業者の参入数」や「一般信書便事業者の引受信書便物数」等を指標とする。	その他関連事項		少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便		227号)「郵便サービスのあり方に関する検討」答申
一般信書便事業者の参入状況。一般信書便事業者が参入している場合は、日本郵便との対等な競争条件の確保状況。 具体的には、「一般信書便事業者の参入数」や「一般信書便事業者の引受信書便物数」等を指標とする。	事後評価の実施時期等		【事後評価の実施時期】	ნ თ.	
備考 簡素化した規制の事前評価手法を適用。			一般信書便事業者の参入状況。一般信書便事業者が参入している場合は、日本		
	備考		簡素化した規制の事前評価手法を適用。		